

## 【よくある質問】

- Q 1. 草加市民ではないですが、補助対象になりますか。  
A 1. 草加市内の介護サービス事業所に勤務されている方は対象になります。
- Q 2. 初任者研修又は実務者研修の資格取得日は、どの時点を指しますか。  
A 2. 修了証明書に記載された修了日を資格取得日とします。
- Q 3. 非常勤で勤務していますが、補助対象になりますか。  
A 3. 対象になります。
- Q 4. 申請日時時点で初任者研修又は実務者研修が修了していませんが、申請の対象になりますか。  
A 4. 対象になります。現在研修受講中で修了見込みの方、これから研修を受ける方も申請することができます。ただし、受付期間内に実績報告を行い、実績報告日において、同一の市内の介護サービス事業所で3か月以上就業している必要があります。
- Q 5. 初任者研修又は実務者研修を受講する予定で申請しましたが、受講をやめることにしました。どのように手続をしたらよいですか。  
A 5. 草加市介護職員資格取得支援補助金変更等承認申請書（第4号様式）を提出してください。交付決定通知書を返却していただきますので持参してください。
- Q 6. 受講料・教材代以外にかかった費用は対象になりますか。  
A 6. 対象になりませんので、対象経費には含まないようにしてください。
- Q 7. 資格取得し、市内の介護サービス事業所に3か月以上継続して就業していましたが、現在は退職しています。この場合は補助対象になりますか。  
A 7. 対象になりません。実績報告日においても就業していることを要件としています。
- Q 8. 資格取得し、市内の介護サービス事業所に3か月以上継続して就業していましたが、現在は転職して他の市内の介護サービス事業所で働いています。転職先では3か月以上継続して勤務していません。補助対象になりますか。  
A 8. 対象になりません。市内の介護サービス事業所に3か月以上継続して就業し、実績報告日においても同一の事業所で就業していることを要件としています。
- Q 9. 市内の介護サービス事業所に3か月以上継続して就業し、1か月前に資格取得

しました。この場合、補助対象になりますか。

A 9. 対象になります。実績報告日において、市内の介護サービス事業所に3か月以上継続して就業している方であれば支給対象です。

Q 10. 現在就業している介護サービス事業所を運営する法人が資格取得費用の一部を負担してくれました。この場合、補助対象経費をどのようにすればよいですか。

A 10. 補助対象となる経費は、申請者本人が支払った金額となります。就業先の介護サービス事業所等から補助を受け、又は受ける予定である場合には、補助対象経費の合計から就業先が負担してくれた額を控除した後の経費を補助の対象とします。

Q 11. 介護サービス事業所を運営する法人が資格取得費用を一部負担した場合、法人も申請できますか。

A 11. 法人が全額費用を負担した場合のみ申請ができます。法人と研修受講者それぞれが費用を負担している場合は、研修受講者の負担分のみが補助金の対象となります。

Q 12. 領収書を紛失してしまったのですが、無くても申請できますか。

A 12. 領収書は必要です。再発行を依頼してください。

Q 13. 領収書は原本でなくても大丈夫ですか。

A 13. 領収書の原本を持参してください。

Q 14. 研修費用をクレジットカード払いにしたので、領収書がありません。

A 14. 原則領収書の添付が必要ですが、対象費用、支払日、支払先、支払者の氏名など、必要事項が確認できるものがあれば、領収書でなくても問題ありません。

Q 15. 申請書類の提出は郵送でも可能ですか。

A 15. 郵送では受け付けていません。地域介護課 計画・指導係の窓口を持参してください。

Q 16. 補助金の支払まで、どのくらいかかりますか。

A 16. 実績報告書を提出していただいてから概ね1か月から2か月程度かかります。

Q 17. 既に市内の介護サービス事業所に3か月以上継続して就業していますが、研修が修了するのは令和7年3月の見込みです。申請できますか。

A 17. 申請できますが、研修修了後に実績報告書を受付期間内に提出してください。